

施策の評価指標について

※本資料中の No. は、資料 2 - 2 中の No. に対応します。

1 指標の見直し（令和 2 年度の本協議会で協議済み）

- (1) 国の示す「在宅医療の体制構築に係る指針」が一部改正され、現状把握に必要な指標例が追加されたことから、「訪問口腔衛生指導を実施している診療所・病院数」(No. 10) を追加する。
- (2) 現計画では、国から提供された資料（レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）をもとに整理されたもの。）を用いて、多くの指標について状況の把握や目標の設定を行っていたが、国において NDB の運用ルールが厳格化され、必要な情報提供を受けられなくなった。このため、県において毎年状況を確実に把握できるよう、国保データベースシステム（KDB）により把握可能な指標へ見直しを行う。(No. 1、2、6、9、11、13)

2 目標の設定

(1) 目標設定の考え方

ア 他計画で同一の評価指標を用いている場合等は、整合の取れた目標を設定する。

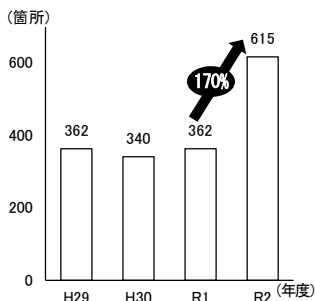
(No. 2、3、5、12、14)

イ 全国平均を把握でき、かつ、現状が全国平均を下回っている場合には、全国平均並みを目指す。(No. 4、10)

ウ 全国平均を把握できない場合には、直近の増加率の維持を目指す。(No. 1、6、7、8、11)

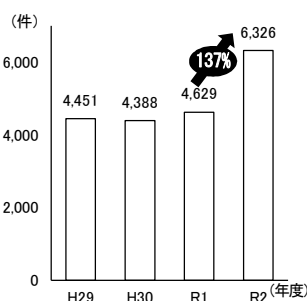
エ ただし、在宅看取り関係の評価指標 (No. 9、13) については、令和 2 年度における看取り数等の急増が一時的なものか否か判断がつかないため、令和 2 年度の値の維持を目指すこととする。

【在宅看取り（ターミナルケア）
実施診療所・病院数】(No. 9)



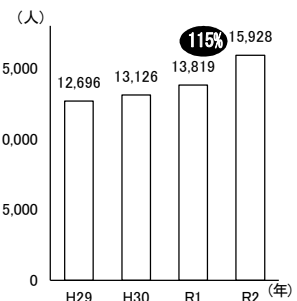
県内医療機関のうち、国保・後期高齢者医療被保険者について看取り加算、死亡診断加算又は在宅ターミナルケア加算のいずれかを対象年度内に 1 件以上算定したことのある施設数 (KDBによる)

【在宅での看取り数】
(No. 13)



県内医療機関のうち、国保・後期高齢者医療被保険者について看取り加算又は死亡診断加算を対象年度内に算定した件数 (KDBによる)

【自宅・老人ホームでの
死亡者数】(参考)



対象年における県内死亡者数のうち、死亡の場所が「自宅」又は「老人ホーム」であった者の数 (「人口動態調査」(厚生労働省)による)

(2) 具体的な目標 (案)

資料 2 - 2 のとおり。